

令和7年度 第2回 南丹市上下水道事業審議会 議事録

- 1.開催年月日 令和7年7月24日(木) 13:30~16:30
- 2.開催場所 南丹市八木市民センター第3会議室
- 3.出席委員 別紙のとおり
- 4.傍聴者 1名
- 5.議事録 以下のとおり

\*\*\* 開会 \*\*\*

司 会：それでは定刻になりましたので、ただいまから令和7年度 第2回 南丹市上下水道事業審議会を開催いたします。

本日は、公私ご多忙のなか、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日の出席者は、委員総数9名に対し9名になり、条例第8条に規定する過半数を満たしておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり西垣会長よりご挨拶を賜りたいと思います。

会 長：本日はお暑く、またお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

今年の梅雨明けはことのほか早く、その後は大変暑い日が続いております。

一昔前のシンガポールのような気候になっておりますが、やはり南丹市におかれでも、このような暑い季節には水道水の需要が増えるのではないかと思います。

私は、府内でもこのような審議会の委員をしておりますが、北部では融雪のために冬場の水需要が増えたり、南部では夏に朝夕、打ち水をし涼しく過ごすことができるようキャンペーンを行うなどそれぞれの事業体が営業努力を重ねておられます。さて、本日は資料でもご覧いただいていると思いますが、料金改定の議論になります。

今後の計画において、どの程度の収入や支出が変化していくのか、また、どの程度の収支不足が起こり、料金改定が必要となるのか。

そういったことを中心にご意見をいただきながらすすめられたらと思います。

よろしく願いいたします。

司 会：ありがとうございました。

続きまして、次第2「諮問事項の審議」に移ります。

条例第6条に基づき、この後の議事の進行につきましては、西垣会長にお願いしたいと思います。

会 長：それでは早速始めたいと思います。

次第2の「諮問事項の審議」について、はじめに次第2の①と②の説明を事務局からお願いします。

--- 資料1の説明 ---

会 長：ありがとうございました。

それでは、審議に移りたいと思いますが、事務局からの提案内容について、委員のご意見を伺いたいと思います。

委 員：現在は給水装置工事申請手数料が1件1,000円～3,000円、排水設備工事申請手数料が1件1,000円といった説明がありましたが、いつからこの金額でしたか。  
また、1件5,000円に改定するとの説明でしたが、妥当な金額ではないかと思いません。

事務局：旧町が合併し南丹市として発足した時点からです。

委 員：関連の質問になりますが、他の自治体はどのくらいですか。

事務局：近隣では、給水装置工事申請手数料は25mm未満は1件3,000円、25mm～50mmは1件6,000円、50mm以上は1件9,000円と設定されており、排水設備工事申請手数料は便器2個以下の場合1件3,000円、便器が1個増えるごとに500円を増額といった設定をされている自治体がございます。

会 長：ありがとうございます。

前回、設定された時期が随分以前とのことでしたが、多くの自治体は、このような手数料について議論する対象にはなっておりません。

しかし、今回、料金の改定をするにあたり、やはりこのような手数料についても受益者負担の原則に則って改定を考えておられることが分かりました。

ちなみに、近隣では口径別に金額を設定されているようですが、南丹市では考えて

おられませんか。

事務局：当初は、口径ごとに設定することも考えておりましたが、事務費等を積算するとあまり差はないと判断し統一した改定案になりました。

会 長：統一されていることは、とても分かりやすいと思います。

委 員：今のお話の続きになりますが、手数料を改定する場合、周知の方法はどのように考えておられますか。

単純に値上げをするだけでなく、市民に納得していただける方法が良いと思います。

会 長：周知の方法について、どのような手続きを踏み、どのような説明を予定されていますか。

事務局：まず、手数料の額を改定するためには条例の改正が必要になりますので、議会の議決をいただくことになります。

議決をいただきましたら、広報誌やホームページを通じて改定したプロセスや時期を周知したいと考えております。

今回、改定の必要があると思われる手数料は一般の市民の方が直接負担されることはほとんどなく、事業者が家を新築されたり改築されたりする場合に発生することが多いものになりますので、十分な案内ができるよう検討します。

会 長：ご質問ではなくご意見でも結構でございますが他にはいかがでしょうか。

委 員：手数料の適正化について、閉開栓手数料は現在1件につき200円で設定されておりますが、500円に見直されるということでしょうか。

美山は避暑地でもありますので、冬季は閉栓されることも多いですが、その都度1回とカウントし500円の手数料が必要となるのでしょうか。

また、排水設備の工事申請手数料はトイレの個数によって増額といった認識で間違いないですか。

事務局：閉開栓手数料については、閉栓1回につき500円、開栓1回につき500円で間違いないです。

また、排水設備の工事申請手数料もトイレの個数によって増額する必要があると考えております。

委員：職員数も減る中、手数料の改定は致し方ないと思います。

事務局：補足になりますが、委員ご指摘の閉開栓手数料ですが、現在の物価等に基づき積算した結果、500円が妥当となりましたが、先ほどの説明のなかでも申し上げましたDX化がすすむと用紙での届出が必要なくなります。

現在、数百円の手数料を金融機関で納めていただくために郵送で納付書を送付したり何十円もの手数料を市が負担しておりますので、スマートフォンやお手元のパソコンで閉開栓の手続きが可能となった場合、0円にするといった選択肢もございます。

閉開栓手数料に関しては、今後、時間をかけて検証していきたいと考えております。

委員：検針スケジュールですが、現在は毎月検針をされ、毎月納付といったサイクルですが、隔月検針になると請求も隔月になるのですか。

高齢者世帯や障害年金の受給者は、隔月の請求になると収支のバランスを崩される恐れがあります。

ただ、検針を隔月にされることは経費の削減につながると思いますので、どのようにお考えですか。

事務局：請求を隔月にしますと委員ご指摘のとおり使用者のみなさまのご負担が増えますので、毎月の請求サイクルは維持したいと考えております。

例えば先進地ですと検針を隔月にし、2か月分の金額を半分にした請求を検針翌月と翌々月に行うなどの手法も取り入れられております。

会長：検針サイクルを隔月にすることにより、コストは削減できるのかといった質問もあったかと思いますがいかがでしょうか。

事務局：検針委託料は単純に2分の1になりますので、削減できます。

ただし、検針サイクルを隔月にすることにより、漏水の早期発見が困難となることも事実としてございます。

現在は、毎月検針をしておりますので、宅内で漏水している場合、早期に発見ができますが、普段は空き家のお宅などの場合は、発見が遅れるといったリスクもございます。

メリットもデメリットもございますので、この点につきましても時間をかけて検証してまいりたいと考えております。

委員：たとえば、DX化が進めば検針そのものが早くできたり、漏水アラートが出るといったメリットもありますね。

事務局：スマートメーターを導入しますと検針も不要となりますし、スマートフォンやお手元のパソコンに漏水している案内をすぐに送ることができるようになります。しかし、このような最新の技術は全国的に普及していないため、現在のところ導入にかかる費用が莫大となります。今後、流通量が増え価格が下がった際に導入を検討してまいります。

会長：このような検針スケジュールの見直しについては、委員のご意見を伺っておきたいと思えます。さらには、利用者サービスの維持や向上に関する事、ここでは、システムの更新や窓口業務の外部委託などもご意見がありましたらお願いします。

委員：当然、外部委託をすると人件費などの経費が下がると思えます。しかし、委託することによるメリットやデメリットもあると考えられますので、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：外部委託をすすめる場合、費用対効果は不明な部分がございます。先進的に実施されている自治体に行き、お話を伺いましたが、直接雇用している職員の人件費は下がったが委託料が上がったとのことでした。一方で、委託料が上がっても職員では行き届かなかったサービスが向上したといった検証結果もございましたので、先ほど申し上げたDX化とともに検討していく必要があると考えております。また、一旦、外部に業務を委託すると職員の知識や業務内容の継承が困難になる可能性もありますので、この点につきましても十分検証してまいります。

委員：委託や市民サービスの向上なども料金改定と関わってくる話ですね。

会長：窓口サービスや手続きのDX化は今後、すべての行政事務も進んでいくと思われまします。しかし、検討に時間がかかる課題になりますので、他の業務がどのように進められるのか見極めながら検討するべきだと思います。私からの質問になりますが、やはり口座振替にするとコストは節減できますか。また現状では、口座振替の利用者は全体の何割くらいでしょうか。

事務局：口座振替の手数料は納付書払いの手数料よりも低いものとなっております。  
また、現在、口座振替を利用されている使用者は全体の8割程度です。

会 長：逆に2割程度の方がまだ口座振替の手続きをされていないとのことですので、今後よりすすめたいと考えられているということですね。

委 員：納付方法を変更することは重要ですが、先ほども申しましたとおり家計を維持する力が弱い方は口座振替といった制度を理解されていない場合もあります。  
口座振替に限らず、複数の納付の選択肢を持つておくことは大切だと思います。  
金融機関の手数料の額も上がる一方ですので、集金代行に依頼するなど、市全体としての取組のバランスも考慮していただきたいです。

会 長：それでは、次に次第2の③について事務局から説明をお願いします。

--- 資料2～6の説明 ---

会 長：ありがとうございます。  
ただいま、事務局から資料に基づいて説明がありましたが、議論に入りたいと思います。  
ご質問もあるかと思しますので、どうぞお願いします。

委 員：先ほどの説明で料金回収率が100%を上回ることは理解できました。  
しかし、資産維持費を算入しないといった方針が正しいのかどうか、実際は、突発的に事故等が起こったときに対応できる資金があるのかどうか危惧します。  
また、今の説明で市民の立場に立ったとき、料金改定はやむを得ないにご理解いただけるかどうかを懸念します。

会 長：まず、料金回収率の件、そして資産維持費の件の2点ですが、いかがでしょうか。

事務局：資産維持費の件ですが、資料3-1をご覧ください。  
資産維持費を見込まずに試算した結果、必要な年間の収入増額率は7.43%となりました。  
しかし、現在の経営戦略の収支計画に10%の増収を反映させたところ、令和8年から令和12年までは黒字経営になりますが、令和13年から再び赤字になるとの

試算になりました。

そこで、再度、将来の目標とする保有資金について検証しました。

実際、現在のところ当該年度に必要な資金は10億円であり、かつ災害等が発生した際に10億円は確保しておくとして仮定し再度試算をした結果、20年後に20億円の資金を保有しておき災害等が起こった際に一定の対応は可能であると判断しました。

この保有資金20億円から逆算し、水道料金は年間の収入増額率20%を目標としました。

下水道使用料は、しばらくの間、保有資金の確保はできるものの、やはり水道料金と同じく経費回収率が原価割れを起こしておりますので、まずは100%を目指し改定案をお示ししました。

会 長：ありがとうございました。

事務局から資産維持費の説明がありましたが、内容が専門的になりますので、私からも解説をしたいと思います。

資料2の1ページをご覧ください。

この図は、総括原価、いわゆる料金収入を算定するためにどのような費用が必要になるかが描かれております。

営業費用は、人件費や修繕費、薬品代などを指し、隣にある資本費用の中に資産維持費や支払い利息、企業債などを含んでおります。

この中で資金を貯めて今後必要となる投資をします。

先ほど委員から資金が枯渇することがないかといった心配のご意見もございましたが、市の一般会計からの繰入、国や府からの補助金を差し引いて水道料金や下水道使用料のみで経営をするために十分な資金を算出した結果が、案として提示された内容になっております。

また、水道については施設の老朽化がすすみますので、投資計画を立てていく。

下水道については、比較的、施設が新しいため、コストの上昇にあわせて使用料を確保していく。

このような考え方で示されております。

委 員：もう1点質問になりますが、今の市の現状として市民が一番多く使用されている水量はどの範囲でしょうか。

事務局：令和5年度の数値では、0～30 m<sup>3</sup>の範囲の割合が85%を超えております。

会 長：一般的な家庭のイメージとしては、1か月にどの程度の水量でしょうか。

事務局：使用方法により様々ですが、20 m<sup>3</sup>くらいです。

会 長：メーターの口径は20 mmが多いですか。

事務局：13 mmが70%程度、20 mmが25%程度になりますので、全体の95%程度は13 mmと20 mmです。

委 員：口径はどのように決定されるのですか。

事務局：口径は使用される方が水量によって決められます。  
昔から住んでおられるお宅の多くは13 mmですが、現在新しく建てられるお宅は13 mmか20 mmのどちらかを選んでいただけます。

会 長：家を建てられるときに住宅メーカーと話しながら決められるのですね。  
他にご意見や質問など、いかがでしょうか。

委 員：今回の改定案については、よく考えておられると思います。  
先ほどの資料1の内容に戻りますが、色々な手数料があるなかでDX化をすすめることにより、将来的に0円にすることも検討されると説明されました。  
しかし、水道料金や下水道使用料を改定するのであれば、やはり手数料も公平に改定するべきであり、0円にはせず適正な価格にするべきだと思います。

事務局：貴重なご意見としてお受けします。  
手数料は簡単に値上げをしたり値下げをすることはできませんので、閉開栓手数料についても慎重に検討してまいります。  
余談にはなりますが、先ほどご説明申し上げたスマートメーターも現在実証実験を数件行っており、メーターが水没して電波が届かず検針ができないケースもございました。  
もう少し情勢を見極めながら導入の可否についても検討してまいります。

会 長：ありがとうございました。  
他にご意見はありますか？

委 員：水道料金、下水道使用料とも専門的に計算されていると感じました。  
原価も確認しながら算出されたものだと理解しましたが、やはり南丹市は広域で

あり、かつ高齢化が進んでいる地域もあります。

また、開発がすすみ新築を建てられる地域もありますので、料金を改定する以上、手数料についてもDX化とは別の観点で必要な価格に設定することが妥当ではないでしょうか。

会 長：ありがとうございました。

貴重なご意見として事務局も伺ったと思います。

他にはございますでしょうか。

委 員：1点、確認したいことがございます。

資料3-2に資産維持費9,000万円が計上されておりますが、こちらの根拠を教えてくださいいただけますか。

事務局：こちらにつきましては、20年後に20億円の資金を保有できるよう目標を立てました。

その目標に対して逆算したところ、毎年9,000万円の資産維持費が必要と試算結果が出ましたので、今回の料金改定案に至りました。

委 員：なぜ、今この質問をしたかと申しますと、料金改定が必要であるが、その理由を市民から問われたときに「なるほど」とご理解いただけるかどうかが大切なことだと考えているからです。

先ほどのお答えのなかで「20年後に20億円の資金」と言われたので、市民には分かりやすくQ&Aのような形で現状はこうですが、将来はこうなります、といった周知の方法が良いのではないかと思います。

会 長：ありがとうございました。

市民の方にどのようにご理解いただくか、本当に重要なことです。

それらも含めて一旦休憩後に議論を深めたいと思います。

(休憩)

会 長：お揃いになりましたので、議論を再開します。

今回、事務局から提案された水道料金と下水道使用料の改定案ですが、口径別の料金体系表に割り振っておられますが、割り振りの根拠など、また委員のみなさまか

らはよくできているとのご意見もございますが、同時に市民に対してどのように説明していくのかといった議論も深めたいと思います。

委員：抽象的な意見になり大変申し訳ございませんが、美山は高齢化率が50%を超えております。

その中で、7月20日に民家が3棟、観光施設が2棟全焼するという悲惨な火災が発生しました。

ちょうどお昼の12時頃に発生しましたが、高齢者が消火栓で初期消火をしたところ、1時間くらいで水がなくなりました。

その後は、川や農業池から水を汲み消火にあたりましたが、結果的には5棟の全焼となりました。

私はこの事象から本当に初期消火の大切さを感じたところです。

水道施設は、もはや飲み水だけを目的としたものではなく初期消火に大変有効な施設になっており、この施設が今後維持できない場合は、大変な問題に発展すると思います。

先ほどから原価割れの説明がありましたが、このように資産を維持していくための費用を準備しておくといった考え方は致し方ないと思います。

会長：ありがとうございます。

20年後に向けて20億円を準備しておく必要性についてのご意見であったと思いますが、事務局から追加での説明はありますか。

事務局：20億円の根拠ですが、1年間、収入が0円になったとしても企業活動を続けられるように10億円、災害等に備えて10億円を準備しておきます。

会長：毎年9,000万円を準備しておくといった部分については、料金改定をするうえで市民に理解していただけるよう考えていく必要があります。

委員：資料3-2の一番下に料金水準について説明されておりますが、「安定的に安全な水を供給するための維持管理費や、今後老朽化が進む施設や設備などの更新費用に充てるための財源が十分に確保できていない状況である。」と記載されており、この文言が全てだと思います。

このあたりをしっかりと市民に説明していければ、「なるほど。施設が潰れたら私たちに水が供給されない。」と理解されやすいのではないのでしょうか。

会長：ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

委員：先ほどからのお話にあります資産維持や災害のために20億円を準備される件ですが、他の自治体と比べていかがでしょうか。

会長：事務局の方、いかがでしょうか。

事務局：正直なところ、他の自治体がどの程度、資産維持費を見込まれているのかは把握することはできません。

あくまで一般論になりますが、料金改定をするうえで、日本水道協会から出されている算定要領に基づいて試算しますと、団体に保有している償却資産の3%くらいを見込むことになっております。

南丹市に置き替えますと年間約3億円を見込む必要がありますので、そのまま見込みますと料金をもっと上げることになります。

そこで、目標値を下げ、年間9,000万円と設定しました。

また、同じ日本水道協会が昨年アンケートをとられ、その結果を公表されております。

その中に水道料金に資産維持費を算入しているか否かの回答があり、算入している団体は全体の約31%で、算入していない団体は約69%です。

会長：資産維持費を算入している団体の方が少ないですね。

ただ、やはり施設が老朽化することや災害が起こった際に市としてどのように対応していくのか、ある程度の現金を準備しておくことは当然のことです。

一方で、償却資産の3%で毎年3億円を積み立てるとなると、やはり大きな料金改定に踏み込む形になりますので、市民に対して説明することも難しいところです。9,000万円は、一般的で安心できる値をとられたと思います。

委員：先ほど言われましたが、水道と下水道の施設は少し考え方が異なります。

水道の場合、人口が減少したからといって飲料水を止めることもできませんし火災のことも考える必要があります。

よって、現在の施設を減らしたり、設備の更新をおろそかにすることはできません。私の住む地域も4年前に4日間断水したことがありました。

そのときは、下水道もちろんですが、水道がなければトイレも流すことができませんでした。

したがって、やはりある程度の資金に余裕をもって、適切に設備を更新していただきたいと思います。

会 長：委員が仰るとおりです。

人口が減少しても水道管を短くすることはできません。

本来、水道料金、下水道使用料ともに上げない方が良いのですが、やはり十分な更新投資をするためには料金改定をするほかにはありません。

委員のみなさまから他にご意見やご指摘などはございますか。

委 員：皆さん仰っておりますが、今回の改定案はとても緻密に計算されていることがわかります。

確かにパッと聞いて、水道料金、下水道使用料ともに収入が20%も上がるのかと思いましたが、必要性を説明するしかありません。

私も断水したときに、水道水のない生活の大変さを実感しましたし、日本は蛇口をひねったら水道水が出るという生活が当たり前になっております。

これまで当たり前だと感じておりましたが、実はそうではなく適切に施設や設備の維持管理が行われているので、このような恩恵を受けられていたと再認識しました。

災害等で水道水を使用できない状態になれば、大人はともかく、子どもや高齢者の生活は一変します。

この現状を市民に理解していただければと思います。

会 長：その他はいかがでしょうか。

改定の幅について圧縮するようなご意見はおありでないでしょうか。

委 員：私はとても妥当な良い線を出されたと思います。

確かに、資材や人件費が高騰しておりますが、今回の改定案は価格を上げすぎず、抑える部分は抑えた内容になっております。

なおかつ、将来の投資に向けて一定の資金の確保も目指された計画になっておりますので、市民もご理解されると思います。

会 長：ありがとうございます。

それでは、料金改定と経費の削減を前提として取り組むこととなりますが、前回ご紹介いただいた水道事業ビジョンの49ページに第5章があります。

実施する施策の中に持続可能な事業運営といった文言があり、アセットマネジメントを実施すると謳われております。

要は古い施設を点検しながら部分的な改修をするのか、更新投資をするのか、広域連携などにより経費を削減するのか。

今日も議題になりましたが、業務の一部を民間に委託し、効率化を図るような取組も必要になると思います。

この料金改定をする際には、このような経費削減策や将来に向けての経営努力についても随時、説明されるべきだと思います。

重ねて、提案された改定案についても合理的な線で抑制的だといったご意見が多いように思いますが、重要なことはどのように市民に対して説明をしていけば良いのかといった点になります。

委員からは、料金改定の必要性、改定により何を得られるのか、何が保障されるのかといったことを分かりやすく説明する必要があるのではないかとのご意見があります。

これまでに料金改定がありませんでしたので、生活者としては広報の方法などが重要になると思われます。

事務局：前回の料金改定が市の発足時でありましたので、今回はホームページや広報誌に掲載することはもちろんですが、個別のチラシを作って各戸に配布することも検討しております。

委員：今回の改定案は、とてもよく考えられていることは分かりましたが、実際に自分の家庭ではどのくらい料金が上がるのだろうかと考えられる方がいらっしやると思っています。

そのような不安要素を少しでも取り除くために、具体的な数字もお知らせしつつ、必要性も訴えていくことができれば説得力が増すと思います。

会長：ありがとうございます。

大切なお指摘をいただいたと思います。

料金が実際どの程度上がるのか、家族4人の世帯や高齢者世帯など具体的なモデルケースで提示することは大変良いアイデアだと思います。

事務局：現在は旧上水道区域と旧簡易水道区域の単価が異なりますので、改定幅も異なります。

例えば、旧上水道区域で口径20mm、月20m<sup>3</sup>の使用者の場合、875円の増額になります。

また、旧簡易水道区域で口径20mm、月20m<sup>3</sup>の使用者の場合、435円の増額になります。

会長：高齢者世帯ですと、どのくらいの改定幅になりますか。

事務局：高齢者ですと半分の 10 m<sup>3</sup>を使用された場合、旧上水道区域では月額 650 円の増額、旧簡易水道区域では月額 320 円の増額になります。

会 長：高齢者世帯ではほとんど変わりませんね。

ここまで算定しておられますので、改定が決まり次第、市民に対しても是非分かりやすい説明をお願いします。

先ほどお聞きしておりませんでした、今回の改定案は口径別の料金体系を考えておられます。

新しいタイプの体系と考えられますが、このような体系ですと高齢者世帯など使用水量の少ない世帯には配慮されておられますね。

大きな口径の使用者は使用水量も多くなりますので、ある程度の負担増にはなります。

しかし、この口径別の料金体系は用途別、つまり家庭用や飲食店用、事業用、工場用といった設定にするよりも平等に負担をしていただけますので、とても良いと思います。

委 員：用途別と口径別ではやはり不公平感が生まれるということですか。

会 長：仰る通りです。

委 員：確かに南丹市は、定住促進に力点を置いており、美山では古民家を改修して従来の水道設備を活用しつつ事業をされる方もあります。

このような補助金を活用してUターンをされる方に対しても有効な料金体系であると説明をしても良いかも知れません。

会 長：今、委員からご意見を頂戴しましたが、そのような内容も Q&A にして周知しても良いですね。

他にはございませんか。

委 員：現在、井戸水を使用されている家庭は下水道使用料に少し加算されておりますが、その制度は変わらないですか。

事務局：引き続きご負担いただくよう考えております。

会 長：大企業は自己水を使用されている場合もありますが、下水道使用料は負担いただい

ているのですか。

事務局：個別のメーターに基づき、ご負担いただいております。

委員：浄化槽の場合、定期点検や汲み取り、ポンプの修理代など維持費がかかりますが、下水道に接続した方が安く済むかもしれません。

会長：仰るとおりです。

市民に説明をする際には、これまで原価割れで運営を続けてきた経過、現在の状況、今後の更新投資など分かりやすく工夫した周知方法にすべきだと思います。

その他にご意見がないようでしたら、議事をすすめます。

次に、次第2の④料金改定の時期について事務局より説明をお願いします。

#### --- 料金改定の時期について説明 ---

会長：ありがとうございました。

今お聞きしましたが、議会の議決をいただいた後、半年以上の周知期間を設け、夏から秋ごろに実施するとのことでした。

周知等については、チラシやホームページ等になるとのことですが、パブリックコメントは実施されますか。

事務局：水道料金や下水道使用料の改定については、対象外となっております。

会長：パブリックコメントはされないとのことでしたが、多くの市や町では実は実施してもほとんど反応がないことも事実ですので、良いかと思います。

本日、多くの委員からも意見が出ましたように、住民の皆さま向けに丁寧で分かりやすい説明をお願いいたします。

本日は、長時間に渡ってたくさんの事項をご議論いただきましたが、もし最後にご意見があるようでしたらお聞きします。

それでは、前回と今回の審議会委員の皆さまから頂戴したご意見をもとに、事務局で答申書の案を作成していただけますか。

次回は、答申書の案について議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、司会を事務局へお返しします。

司 会：議事の進行、ありがとうございました。

また、委員の皆さまにおかれましても貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

先ほど会長からもありましたように、前回と今回でご審議いただきました内容をもとに一旦、事務局で答申書の素案を作成します。

次回の審議会では、その素案をもとにご審議いただくこととなりますので、ご承知おきください。

それでは、閉会にあたりまして上下水道部長よりご挨拶を申し上げます。

部 長：あいさつ

\*\*\* 閉会 \*\*\*